様式第１（第２条関係）

新規・更新

（表）

排水設備指定工事店指定申請書

　江　南　市　長

年　　月　　日

申請者　氏名又は名称

住　　　　所

代表者氏名

Ｔ 　Ｅ　 Ｌ

Ｆ 　Ａ　 Ｘ

電子メール

　江南市下水道条例第６条第１項の規定による排水設備指定工事店の指定を受けたいので、江南市排水設備指定工事店規則第２条第１項の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | | |
| フリガナ  氏　　名 | | フリガナ  氏　　名 |
|  | |  |
| 事業の範囲 |  | |

（裏）

|  |  |
| --- | --- |
| 営業所の名称 |  |
| 営業所の所在地 | 〒 |
| 選任する責任技術者の氏名 | 責任技術者の登録番号 |
|  |  |

様式第２（第２条、第７条関係）

誓　　　　約　　　　書

　申請者、その代表者及び役員は、江南市下水道条例第８条第１項第４号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

江　南　市　長

申請者

（氏名又は名称）

（住　　　　所）

（代表者の氏名）

様式第３（第２条、第７条関係）

年　　月　　日

申請者（氏名又は名称）

|  |
| --- |
| 営業所の付近見取図 |
| 線　　　　駅下車　　バス・徒歩　　　分 |
| 注　最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入してください。 |

様式第４（第２条関係）

機械器具調書

申請者（氏名又は名称）

年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 名　称 | 型式、性能 | 数量 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |

注　種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」、「掘削用の機械器具」の別を記入してください。

様式第５（第２条、第７条関係）

責　任　技　術　者　名　簿

申請者（氏名又は名称）

年　　月　　日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ | 住所 | 登録番号 | 兼務状況 |
| 責任技術者の氏名 |
|  | 〒 |  | □ |
|  |
|  | 〒 |  | □ |
|  |
|  | 〒 |  | □ |
|  |
|  | 〒 |  | □ |
|  |
|  | 〒 |  | □ |
|  |
|  | 〒 |  | □ |
|  |
|  | 〒 |  | □ |
|  |

注　１　責任技術者は、営業所ごとに１名以上選任している必要があります。

２　選任する責任技術者が、愛知県内の営業所について兼任している場合は、「兼務状況」の□の中に✓印をつけてください。

　　　　責任技術者の兼任は、同一事業者内かつ県内の営業所での兼任に限ります。別事業者との兼任、あるいは同一事業者内であっても愛知県外の営業所との兼任は認められません。

様式第７（第５条関係）

排水設備指定工事店証再交付申請書

　江　南　市　長

年　　月　　日

申請者　　（氏名又は名称）

（住　　　　所）

（代表者の氏名）

　排水設備指定工事店証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

１　指定番号　　第　　　　　　　　号

２　申請の理由

様式第８（第７条関係）

排水設備指定工事店変更届

年　　月　　日

　江　南　市　長

　江南市排水設備指定工事店規則第７条第２項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ  氏名又は名称 |  | | |
| 住所 |  | | |
| フリガナ  代表者の氏名 |  | | |
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|  |  |  |  |

様式第９（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　廃止

排水設備指定工事店　休止　届

　　　　　　　　　　　　再開

　江　南　市　長

年　　月　　日

　江南市排水設備指定工事店規則第8条の規定に基づき、排水設備指定工事店

　　廃止

の　休止　の届出をします。

　　再開

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ  氏名又は名称 |  |
| 住所 |  |
| フリガナ  代表者の氏名 |  |
| （廃止・休止・再開）の年月日 |  |
| （廃止・休止・再開）の理由 |  |